



平成 28 年 7 月 13 日

各 位

大 阪 市 北 区 角 田 町 8 番 1 号
梅 田 阪 急 ビ ル オ フ ィ ス タ ワ ー 19 階
ジ ャ イ コ ム ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社
代 表 取 締 役 社 長 岡 本 泰 彦
(コ ー ド 番 号 : 2462 東 証 第 一 部)
問 合 せ 先 取 締 役 我 堂 佳 世
経 営 管 理 部 長
T E L 0 6 - 6 3 6 4 - 0 0 0 6

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 8 月 29 日開催予定の当社第 23 期定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 本日公表いたしました「当社及び当社連結子会社の商号の変更に関するお知らせ」のとおり、各事業会社のブランドを統一することでグループシナジーの最大化を図るため、平成28年12月1日(予定)に商号を「ジェイコムホールディングス株式会社」から「ライク株式会社」へ変更すべく、現行定款第1条を変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号。以下、当該法律による改正後の会社法を「改正会社法」といいます。)が平成27年5月1日に施行され、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実という観点から、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、当該移行のために、所要の変更を行うものであります。
- (3) 改正会社法によって、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行取締役等でない取締役に付きましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、所要の変更を行うものであります。なお、当該定款変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) 機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、剰余金の配当等を取締役会決議によって行うことができるようにするために、所要の変更を行うものであります。
- (5) その他、上記の各変更に伴う章数及び条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 平成28年8月29日（月）

定款変更の効力発生日（予定） 平成28年8月29日（月）

※現行定款第1条の変更は、平成28年12月1日に効力が発生する予定であります。

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>ジェイコムホールディングス株式会社</u>と称し、英文では、<u>J-COM Holdings Co.,Ltd.</u>と表示する。</p> <p>第2条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、取締役会、<u>監査役、監査役会</u>及び会計監査人を置く。</p> <p>第5条～第15条 (条文省略)</p> <p>第4章 <u>取締役及び取締役会</u></p> <p>(員数)</p> <p>第16条 当社の取締役は、<u>8名以内</u>を置く。</p> <p>(新設)</p> <p>(選任)</p> <p>第17条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>ライク株式会社</u>と称し、英文では、<u>LIKE Co.,Ltd.</u>と表示する。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、取締役会、<u>監査等委員会</u>及び会計監査人を置く。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>第4章 <u>取締役</u></p> <p>(員数)</p> <p>第16条 当社に<u>監査等委員である取締役以外</u>の取締役8名以内、<u>監査等委員である取締役4名以内</u>を置く。</p> <p><u>2. 補欠の監査等委員である取締役の選任決議の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(選任)</p> <p>第17条 取締役の選任は、株主総会において、<u>監査等委員である取締役以外</u>の取締役と<u>監査等委員である取締役</u>を区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2. 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、<u>現任</u>取締役の残任期間とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(任期)</p> <p>第18条 <u>監査等委員である取締役以外の</u>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. 補欠のため選任された<u>監査等委員である</u>取締役の任期は、<u>退任した監査等委員である</u>取締役の残任期間とする。</p> <p>第5章 取締役会</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第19条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第19条 取締役会は、<u>監査等委員である取締役以外の</u>取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議により、<u>監査等委員である取締役以外の</u>取締役の中から取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>(取締役会)</p> <p>第20条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>2. 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>3. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が異議を述べない</u>ときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>4. 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。</p>	<p>3. <u>取締役会は、その決議により、重要な業務執行（法令が定めるところを除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>4. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>5. (現行どおり)</p>
<p><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(員数)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第21条 当社の監査役は、4名以内を置く。</u></p> <p>2. <u>補欠監査役の選任決議の効力は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(選任)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第22条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(任期)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第23条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(常勤監査役)</u> 第24条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会)</u> 第25条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。 2. 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第6章 監査等委員会</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(常勤監査等委員)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第21条 監査等委員会の決議により、常勤監査等委員若干名を選定することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会)</u></p>
<p>第6章 取締役及び監査役の責任免除</p>	<p>第22条 監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。 2. 監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</p>
<p>(損害賠償責任の一部免除)</p>	<p>第7章 取締役の責任免除</p>
<p>第26条 当社は、取締役会の決議をもって、取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p>	<p>(損害賠償責任の一部免除) 第23条 当社は、取締役会の決議をもって、取締役(取締役であった者を含む。)の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>2. 当社は、<u>社外取締役及び社外監査役との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、社外取締役については500万円以上、社外監査役については300万円以上であらかじめ定められた金額または法令が定める金額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>2. 当社は、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定められた金額または法令が定める金額のいずれか高い額とする。</p>
<p>第7章 計算</p>	<p>第8章 計算</p>
<p>第27条 (条文省略)</p>	<p>第24条 (現行どおり)</p>
<p><u>(剰余金の配当)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第28条 <u>株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</u></p> <p>2. <u>前項のほか、取締役会の決議により、毎年1月30日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(自己株式の取得)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第29条 <u>取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。</u></p>	
<p>(新設)</p>	<p><u>(剰余金の配当決定機関)</u></p>
	<p>第25条 <u>当社は、取締役会の決議により、法令が定めるところにより、剰余金の配当等を行うことができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(剰余金の配当の基準日)</u></p>
	<p>第26条 <u>剰余金の配当としての期末配当は毎年5月31日、中間配当は毎年11月30日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対しこれを行うことができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(配当金等の除斥期間)</p> <p>第30条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>第1条 <u>第23期定時株主総会の終結前の行為に関し、当会社は、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であった者を含む。)の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</u></p> <p><u>(商号変更の効力発生)</u></p> <p>第2条 <u>第1条(商号)の変更は、平成28年12月1日に効力を生じるものとし、その効力の発生をもって本附則は削除する。</u></p>